

歯科材料 09 歯科用研削材料

一般医療機器 歯科用研削材及び研磨材 JMDN70908000

ピー・ピー スーパーパット

【禁忌・禁止】

- ・指定された用途以外には使用しないこと。
- ・無理な角度や過度の加圧はしないこと。

【形状、構造及び原理】

【概要】

：歯科用研削器材

本品は、特殊合成繊維に研削材を接着したシートを、積層・圧縮し固めた製品を形成加工

研磨成分：シリコンカーバイト・酸化アルミニウム

特殊合成繊維：ナイロン繊維

結合材：接着剤

本品は、軸（JIST 5204：2001歯科用回転器具歯科用マンドレル）に固定し使用する。

【形状、構造】

本品は、ホイール状に形成された歯科用研削器材である。

本品は、軸（JIST 5204：2001歯科用回転器具歯科用マンドレル）に固定し使用する。

軸部（歯科用マンドレル）はストレートハンドピースに装着されるようになっている。

本品は、3種類の粗さがある。（ハード・ソフト・ファイン）

下記の形状（海绵状）でブラシ繊維内に研磨材を練り込んだ研磨用ホイール（厚さ5mm）



【原理】

砥石部に含有されるシリコンカーバイト粒子又は酸化アルミニウム粒子による研削。

【原材料又は構成部品】

名 称	原 材 料 名	血液・体液等の接触の有無
ピー・ピー スーパーパット ハード	研 磨 成 分：酸化アルミニウム	無
	特殊合成繊維：ナイロン繊維	無
	結 合 剤：接着剤	無
ピー・ピー スーパーパット ソフト	研 磨 成 分：酸化アルミニウム	無
	特殊合成繊維：ナイロン繊維	無
	結 合 剤：接着剤	無
ピー・ピー スーパーパット ファイン	研 磨 成 分：シリコンカーバイト	無
	特殊合成繊維：ナイロン繊維	無
	結 合 剤：接着剤	無

【使用目的又は効果】

補綴物等の研削に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。補綴物の研削に用いる。

【使用方法等】

：本品は、ホイール状に形成された歯科用研削器材である。

本品は、軸（JIST 5204：2001歯科用回転器具歯科用マンドレル）に固定しJIST 5907：2001（歯科用ハンドピース第2部：ストレート及びギアードアングルハンドピース）又は、同等の規格を満たしたハンドピースに装着して使用する。
（最高使用回転数：10,000回転／分）

【使用上の注意】

- ・使用にあたってはハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックではないことを確認すること。
- ・使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- ・無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- ・研磨時の摩擦熱により砥石部が劣化し、破損することがあるので、過度の加圧や高回転速度での連続的な使用は避けること。
- ・変形、キレツ、損傷（表面割れ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- ・本材を使用して研磨を行う場合は、局所集塵装置、公的機関が認定した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ・本材使用により発疹、湿疹、発赤、かゆみ、かぶれ、しびれ等の過敏症状が現れた患者又は術者においては、直ちに使用を中止し、専門医の診断を受けさせる又は受けること。
- ・本材は研削、研磨の際には保護メガネ等を使用すること。
- ・本材が万一目に入った場合には、直ちに大量の水で洗浄した後、眼科医の診断を受けさせる又は受けること。
- ・本材は【使用目的又は効果】に記載の用途以外への使用はしないこと。
- ・再使用する際には、消毒液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、EOGによる滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。（乾燥滅菌は避けること）また清掃液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること
- ・本材は歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保守・点検に係る事項】

〔使用前点検〕

使用前には傷等の検査を行う。

【保管方法】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気に暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

有限会社 ブロップ
電話 052-618-5777

取扱説明書を必ずご参照下さい。